様式第３号

土地使用貸借契約書

玉野市（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、玉野市公共下水道布設事務取扱要綱に基づき、下記土地の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

第１条　　乙は、その所有する土地のうち次の部分（以下「土地」という。）を上下水道布設用地として、甲に無償で貸付ける。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所　　　在　　　地 | 地　目 | 貸　　付　　面　　積 | | 位　置 |
|  |  |  | ㎡のうち  ㎡ | 別図の  とおり |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

第２条　　土地の貸借期間は、上下水道布設用地としての用途を廃止するまでとする。

第３条　　乙は、土地の所有権を第三者に譲渡し、又は土地についての制限物権その他の権利を設定し、若しくはこれらの権利を譲渡する場合は、乙の譲受人その他あらたに権利を取得することとなる者に対し、この契約に基づき甲が有する土地使用貸借権を承継させ、又は承認させ、当該権利の行使に支障を生じさせてはならない。

２　乙において、前項に該当する理由が生じたときは、すみやかにその旨を甲に申し出るとともに、甲が命じる必要な措置をとらなければならない。

第４条　　乙は土地の上に工作物を建築しないものとする。

第５条　　乙の都合により上下水道の布設替え等を要する場合は、甲に届け出て施工を依頼するとともに、当該布設替え等に要する経費は、乙の負担とする。

２　撤去する場合は、上記経費に、既設管の残存価額分も負担しなければならない。

第６条　　乙は、土地に布設された上下水道に他地区の上下水管を連結されても甲に異議を申し立てしないものとする。

第７条　　前各号に記載のない事項その他この契約に疑義のある事項は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

　上記契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

　令和　　　　年　　　　月　　　　日

甲　　　玉野市宇野一丁目２７番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　玉野市長　　　柴田　義朗

乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印